

各附属病院職員 殿

附属病院長

誓約書の提出について

筑波大学附属病院の保有する個人情報保護に関するガイドライン（平成17年3月14日筑波大学附属病院長）第6．第3項の規定に基づき、全職員（非常勤職員を含む。）は、「患者の個人情報の保護に関する誓約書」を病院長に提出することとなっております。

つきましては、別紙「誓約書」を総務課総務・広報係へ提出願います。

担当：総務課総務・広報係

TEL： 3513、3521

【参 考】

筑波大学附属病院の保有する個人情報保護に関するガイドライン(抄)

(職員等の責務)

第6．職員及び個人情報を取り扱う関係者（以下「職員等」という。）は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）の趣旨に則り、関連する法令及び規則等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者、保護担当者及び管理担当者の指示に従い、保有個人情報を取扱うものとし、特に医療従事者は、最大限の注意を払って取り扱うものとする。

2 職員等は、その業務に関して知り得た個人情報の内容を正当な事由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。また、職員等であった者も同様とする。

3 職員等は、保護管理者に守秘義務を負う旨の誓約書（別記様式第1、第2または第3）を提出するものとする。

患者の個人情報の保護に関する誓約書

平成 年 月 日

筑波大学附属病院長 殿

所 属

氏 名

(自 筆 署 名)

私は、筑波大学附属病院（以下「病院」という。）において職務を行う場合において、患者の個人情報保護に関する次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 個人情報保護に関する法令及び筑波大学における諸規則（※）をよく理解し、これを遵守いたします。
- 2 職務上知り得た個人情報は、正当な事由なく第三者に漏らしません。その職を退いた後も同様といたします。
- 3 個人情報を紛失又は紛失した恐れがある場合は、速やかに所属長等を通じて保護管理者（病院長）に報告いたします。その職を退いた後も同様といたします。
- 4 故意又は重大な過失によって、病院に損害を与えた場合は、その責任を負うことを認めます。

※現行の法令及び諸規則については、必要に応じて病院総務部総務課（内線 3513）にご確認ください。